

士別市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年（2015 年）11 月

令和 2 年（2020 年）7 月改定

令和 8 年（2026 年）2 月改定

士別市

はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しており、ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響の大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、市は国及び道と連携し、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

市行動計画の作成

市行動計画は、国、道の行動計画を基本として、新型インフルエンザ等対策の実施に関する市の基本方針や役割を定めたもので、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年 12 月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和 2 年 1 月に我が国でも新型コロナの感染者が確認され、同月 28 日には道内で初めて新型コロナの感染者が確認された。

市は、令和 2 年 2 月 26 日に「新型インフルエンザ等対策本部会議」を設置し、学校の休校やイベントなどの自粛要請、公共施設の閉館など、具体的な対策に取り組み、以降、基本的な感染予防や感染拡大防止などを市の方針として取りまとめ、国や道の対処方針を踏まえながら、感染状況に応じた対策を進めた。

対策本部の方針をもとに、庁内各課における感染対策を徹底したほか、コロナワクチン接種対策チームを立ち上げ、コールセンター業務や集団接種などについても庁内の協力体制のもと行った。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年5月8日、国が新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けたことを受け、国や道と同様に対策本部を廃止とした。

このように、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生活及び健康への大きな脅威になることである。

そして、感染症危機は決して新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するとの認識の下、より万全な対応を行うことが求められている。

市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を目指して対策の充実を図るために行うものである。

国においては、令和5年9月から推進会議を開催して新型コロナ対応を振り返り、課題の整理を行った。また、次なる感染症危機対応を行うにあたり、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標の設定を行った。

道は、これらの目標を実現できるよう、政府行動計画の改定を踏まえることはもとより、道の新型コロナ対応の経験を振り返り、幅広い分野の有識者からの意見を反映し、道行動計画を改定した。

市は、国及び道の計画改定を受け、両計画との整合性を図り、市の実情に即した対策や体制整備を行うため、新型コロナ対応時の知見を反映し、市行動計画を改定する。

【新型コロナ対応を踏まえた課題】

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

【感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す上で必要な3つの目標】

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ・ 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等.....	- 1 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 2 -
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 4 -
第4節 対策推進のための役割分担.....	- 7 -
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点.....	- 10 -
第1節 市行動計画における対策項目等.....	- 10 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 14 -
第1章 実施体制.....	- 14 -
第1節 準備期.....	- 14 -
第2節 初動期.....	- 15 -
第3節 対応期.....	- 16 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 17 -
第1節 準備期.....	- 17 -
第2節 初動期.....	- 18 -
第3節 対応期.....	- 19 -
第3章 まん延防止.....	- 20 -
第1節 準備期.....	- 20 -
第2節 初動期.....	- 21 -
第3節 対応期.....	- 22 -
第4章 ワクチン.....	- 24 -
第1節 準備期.....	- 24 -
第2節 初動期.....	- 28 -
第3節 対応期.....	- 30 -
第5章 保健.....	- 33 -
第1節 準備期.....	- 33 -
第2節 初動期.....	- 34 -
第3節 対応期.....	- 35 -
第6章 物資.....	- 36 -
第1節 準備期.....	- 36 -
第2節 初動期.....	- 37 -
第3節 対応期.....	- 38 -
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 39 -
第1節 準備期.....	- 39 -
第2節 初動期.....	- 41 -
第3節 対応期.....	- 42 -

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、市民生活及び経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるなか、患者の発生が一定の期間に偏った場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、以下の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある¹。

① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

② 市民生活及び市民の経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 1 条

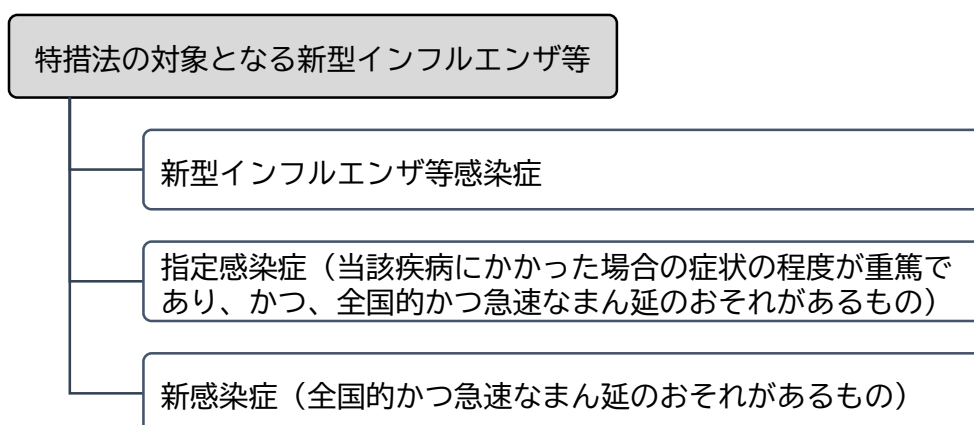
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置く。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしている。

国は、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立することとしている。

道は、国の基本的対処方針を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしている。

市は、道の政策決定を踏まえ、士別市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）を基に、必要な新型インフルエンザ等対策を行う。



対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

準備期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生前の段階では、市業務継続計画の策定、ワクチン接種体制の整備、市民に対する基本的な感染対策の啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を行う。
初動期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、国の基本的対処方針や道の要請に基づき、市民や事業者に対し、基本的な感染対策の実施や備蓄等の準備、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等、必要な周知を行う。 ○ 国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、市は、国、道、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済活動の維持のために最大限の努力を行う。 ○ 社会の緊張が高まり、状況の変化に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じ、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。 ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、国・道と連携協力し、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画等に基づき、対策を推進する。

この場合において、以下の点に留意する。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進める。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行う対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行う対策を関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行う。

(2) 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて点検や改善を行う。

(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(5) 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、市は、国及び道と連携して、以下

の取組により、感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

新型インフルエンザ等対策にあたっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。

(2) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

市は、病原体の性状や医療提供体制、社会経済等の状況に合わせた道の政策決定に基づき、必要な協力をを行う。

3 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする²。

対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提とし、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部³は、政府対策本部及び道対策本部⁴と相互に緊密な連携を図りつつ、新

2 特措法第5条

3 特措法第34条

4 特措法第24条第1項及び第36条第2項

型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、必要がある場合には新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう道に要請する。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

6 感染症危機下の災害対応

市は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所施設の確保等を進め、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国、道と連携し、発生地域における状況を適切に把握し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

7 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、士別市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）においては、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する⁵。

また、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する⁶。

【道】

道は、特措法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が決定した基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

【市町村】

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチン接種や、住民の

5 特措法第3条第1項

6 特措法第3条第4項

生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁷、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁸。

6 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

7 特措法第 3 条第 5 項

8 特措法第 4 条第 3 項

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため⁹、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）など、感染対策の実践に努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努める¹⁰。

9 特措法第4条第1項及び第2項

10 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」ことや「市民生活及び市民の経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

以下の7項目ごとに、準備期、初動期及び対応期に分けて、その考え方及び具体的な取組を記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦まで、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は、市民の生命や健康、市民生活及び市民の経済活動に大きな被害を及ぼすことから、市においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

ア 土別市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「市連絡会議」という。）の開催

新型インフルエンザ等流行期には、社会機能を維持するため、全庁一体となった取組みが求められることから、発生前の準備段階から、庁内での情報共有や行動計画の見直しなどを行うため、市連絡会議を開催する。

市対策本部を設置した場合は、本部の補助組織「士別市新型インフルエンザ等対策本部危機管理部（以下「危機管理部」という。）」に移行する。

危機管理部長	健康福祉部長
危機管理副部長	総務課長
危機管理部	くらし安全課長、地域福祉課長、こども・子育て応援課長、農業振興課長、都市環境課長、地域生活課長、学校教育課長、社会教育課長、市立病院総務課長、士別地方消防事務組合総務課長、市立病院感染管理特定認定看護師
事務局	健康福祉部保健福祉センター

イ 市対策本部の設置

市は、政府対策本部が設置され、道が対策本部を設置した場合は、対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。また、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、直ちに対策本部を設置する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	総務部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設環境部長、生涯学習部長、市立病院経営管理部長、朝日支所長、消防長
事務局	健康福祉部保健福祉センター

市の感染症危機管理体制

	準備期 〈備えを強化〉	初動期 〈迅速な対応〉	対応期 〈特措法に基づく措置〉
本部			士別市新型インフルエンザ等対策本部
実務	士別市新型インフルエンザ等連絡会議	対策本部立ち上げ後	士別市新型インフルエンザ等対策本部危機管理部

ウ 士別市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）必要最小限の市民サービスを維持するため、市庁内各部において作成する業務継続計画に基づき対応する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、市民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

市は、道や関係団体等と連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

リスクコミュニケーションとは

リスクに関する情報を、関係者間で共有し、相互に理解を深めるためのコミュニケーションのこと。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害や市民生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

このため、市は、道が示すまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置について、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。

④ ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、市は、医療機関等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について協議し、接種体制を構築する。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。

このため、市は、保健所が積極的疫学調査や健康観察等、感染症有事体制に移行する場合は、道からの要請を受けて必要な協力を行う。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

このため、市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況を確認する。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、市は国、道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に感染対策物資等の必要な準備を行うことを勧奨する。

事業者や市民生活・経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などを留意しながら適切な支援を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹¹

第1節 準備期

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、道行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（総務部、健康福祉部、関係部）

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 市は、特措法および政府行動計画に基づき、市行動計画を作成・変更する。行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹²。（全庁）

② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（全庁）

③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行う。（健康福祉部）

④ 市は、行動計画および業務継続計画について、市連絡会議等を通じて関係職員に周知を図るとともに、発生時に備えた行動実施手順（マニュアル）を作成する。（全庁）

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

① 市、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（総務部、健康福祉部、関係部）

② 市、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。（総務部、健康福祉部、関係部）

11 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

12 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市町村が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

第2節 初動期

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府対策本部が設置され¹³、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、市は、市連絡会議を開催し、情報の集約、共有、分析を行い、必要に応じて、対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

（全庁）

- ② 市は、国が決定した基本的対処方針を確認し、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

（全庁）

- ③ 市は、国、道から情報収集を行うほか、上川北部医師会、上川北部医療連携推進機構、市内医療機関と情報共有、連携強化を図る。

（健康福祉部、市立病院）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁴の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施する。

（関係部）

13 特措法第15条

14 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第3節 対応期

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

① 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁵を要請する。 （全庁）

② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める¹⁶。 （全庁）

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援¹⁷を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保¹⁸し、対策を実施する。 （総務部、関係部）

3-2. 市対策本部の設置

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する¹⁹。市は、当該区域に係る緊急事態措置を適格かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁰。 （全庁）

3-3. 市対策本部の解散

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を解散する²¹。ただし、市内の状況から市対策本部の継続が必要と判断した場合は、特措法によらない任意の市対策本部を設置し、対策を講ずる必要がないと認めたときは遅滞なく解散する。

（全庁）

15 特措法第26条の2第1項

16 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

17 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

18 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

19 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

20 特措法第36条第1項

21 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²²

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市民への継続的な情報提供

① 市は、平時からホームページや広報などを活用し、感染症に関する基本的な情報、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、うがい、人ごみを避ける等の基本的な感染対策や、感染症の発生状況等の情報提供を行い、個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）

② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等について、メディア等への一元的な情報提供や十分な説明を行うため、広報担当チーム設置の準備を進める。（健康福祉部、市民部、関係部）

1-1-2. 関係者間の情報提供・共有の体制整備

① 市は、道や医療機関、学校、保育所等や市内施設等の関係機関と、メールや電話等を利用し、双方向の情報提供・共有可能な体制を構築する。（健康福祉部、市立病院、教育委員会、関係部）

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

① 市は、国からの要請を受けて、市民からの相談に応じるため、保健福祉センターに相談窓口（コールセンター等）を設置する準備を進める。（健康福祉部）

²² 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

第2節 初動期

2-1. 情報提供・共有

2-1-1. 市民への情報提供

- ① 市は、広報担当チームを設置し、ホームページや広報、メディア等を活用し、市民に対し必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。
(健康福祉部、市民部、関係部)

- ②市は、情報の提供にあたっては、情報の集約、整理、一元的な発信に努める。
(全庁)

2-1-2. 関係者間の情報提供・共有

- ① 市は、学校、保育所等や市内施設等での新型インフルエンザ等の集団発生について積極的に情報収集し、把握に努める。
(教育委員会、健康福祉部)
- ② 市は、市内医療機関での検査陽性者数等について、積極的に情報収集し、把握に努める。
(健康福祉部)
- ③ 市は、道や医療機関、学校、保育所等や市内施設等の関係機関と、メールや電話等を利用し、双方向の情報提供・共有を行う。
(健康福祉部、市立病院、教育委員会、関係部)
- ④ 市は、国・道が発信する情報の収集に努め、準備期に整備した体制を強化し、関係者間で共有を図る。
(健康福祉部、市立病院、教育委員会、関係部)
- ⑤ 市は、市民への相談対応等について、実施した内容を危機管理部で共有し、継続した市民対応に努める。
(全庁)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置し、国のQ & A等に基づき適切な情報を提供する。
(健康福祉部)

第3節 対応期

3-1. 情報提供・共有

3-1-1. 市民への情報提供

市は、初動期に引き続き、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施する。

（健康福祉部、市民部、関係部）

3-1-2. 関係者間の情報提供・共有

- ① 市は、初動期に引き続き、道や医療機関、学校、保育所等や市内施設等の関係機関と双方向の情報提供・共有を継続する。

（健康福祉部、市立病院、教育委員会、関係部）

- ② 市は、市民への相談対応等について、実施した内容を危機管理部で共有し、継続した市民対応を行う。

（全庁）

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。 （健康福祉部）

第3章 まん延防止²³

第1節 準備期

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。
(健康福祉部、教育委員会、関係部)
- ② 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、市は、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。
(健康福祉部、市立病院、関係部)
- ③ 市は、感染症のまん延防止に向け、国・道が示す病原体の性状等を踏まえ、教育機関や市内施設職員等に対し、感染症対策の専門家による指導を受けられる体制整備を進める。
(健康福祉部、教育委員会)
- ③ 市は、感染症発生時に迅速な対応が行えるよう、研修等に定期的に参加し指導を受ける。
(健康福祉部)

²³ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。市町村が実施するまん延防止措置を記載する。

第2節 初動期

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

（全庁）

2-2. 教育機関や市内施設職員等に対する感染症対策支援

市は、感染症のまん延防止に向け、国・道が示す病原体の性状等を踏まえ、教育機関や市内施設職員等に対し、感染症対策の専門家による指導を受けられる体制を確保する。

（健康福祉部、教育委員会、市立病院）

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1. 外出等に係る要請等

市は、道が実施する外出自粛要請等について、事業者や市民への周知など、必要な協力を行う。
(健康福祉部、経済部、教育委員会)

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、道が実施する、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組勧奨等について、事業者や市民への周知など、必要な協力を行う。

(健康福祉部、経済部、教育委員会)

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1. 営業時間の変更や休業要請等

市は、道が行う、まん延防止重点措置が必要な業態に対する営業時間の変更要請や、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請について、事業者や市民への周知など、道に必要な協力を行う。

(経済部、教育委員会、関係部)

3-2-2. その他の事業者に対する要請

① 市は、道が行う、職場における感染対策の徹底要請や、従業員の基本的な感染対策等の協力要請、症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等の協力要請について、事業者や市民への周知など、必要な協力を行う。

(総務部、経済部、関係部)

② 市は、道が行う、集団感染の発生施設や感染リスクが高まる場所等の基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請について、施設管理者等への周知など、必要な協力を行う。

(健康福祉部、経済部、教育委員会)

3-2-3. 学級閉鎖・休校等の要請

市は、道が行う、学校・保育施設等への感染対策の情報提供・共有や、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等の学校設置者等への要請について、小・中学校や市民への周知など、必要な協力を行う。

（健康福祉部、教育委員会）

3-2-4. 教育機関や市内施設職員等に対する感染症対策支援

市は、感染症のまん延防止に向け、国・道が示す病原体の性状等を踏まえ、教育機関や市内施設職員等に対し、感染症対策の専門家による指導を実施する。

（健康福祉部、教育委員会、市立病院）

第4章 ワクチン²⁴

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ、接種用ワゴン <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器、各種ごみ袋 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計、パルスオキシメーター等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット、輸液スタンド ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・ ベッド、車いす、ストレッチャー、バスタオル、	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際のワクチン供給にあたっては、ワクチン配送事業者システムに事前登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をする。

ワクチンの供給量が限定された場合は医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、市内医療機関と連携し、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。
 （健康福祉部、市立病院）

24 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載する。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

市は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から医療機関等との協力関係を構築する。（健康福祉部）

1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（健康福祉部、市立病院）

② 市は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国に人数を報告する。（健康福祉部）

1-3-3. 住民接種

市は、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を行うための準備を行う。

（ア） 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁵。

a 市は、国及び道の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種できるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種を円滑に実施できるよう、以下に列挙する事項等を明確にし、市内医療機関等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認する。

（健康福祉部）

- i 接種対象者数
- ii 庁内の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健福祉センター、支所・出張所、施設等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、道及び市町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築

25 予防接種法第6条第3項

vii 接種に関する市民への周知方法の策定

b 市は、以下の表2を参考に、接種対象者数の推計等、住民接種のシミュレーションを行う。

また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者について、関係部局が連携し、接種体制を検討する。（健康福祉部）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 ※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・ 中学生・ 高校生相当	人口統計 （6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団接種か個別接種）や会場数、接種時間等の設定により、必要な人数が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に集団接種においては、多くの医療従事者が必要となることから、市は、市内外の医療機関の協力を得て確保を図る。（健康福祉部）

d 市は、集団接種を行う各会場の接種可能人数を推計するほか、受付、待合、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起

こらないよう会場の配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では、室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。（健康福祉部）

（イ） 市は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（健康福祉部）

（ウ） 市は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の具体的な実施方法について準備を進める。（健康福祉部）

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 市民への対応

市は、定期予防接種について、日頃から被接種者やその保護者（小児の場合）に分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。（健康福祉部）

1-4-2. 市における対応

市は、道の支援を得ながら、定期予防接種の実施主体として、地域の医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。（健康福祉部）

1-5. DXの推進

市は、健康管理システムが、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康福祉部、総務部）

第2節 初動期

2-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者や事務従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。
(健康福祉部)

2-2. ワクチン接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断した資材について、確保に向けた調整を開始する。
(健康福祉部)

2-3. 接種体制

2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医療機関等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、必要な支援を行う。
(健康福祉部、市立病院)

2-3-2. 住民接種

① 市は、接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種勧奨や予約受付方法について検討する。
(健康福祉部)

② 接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
(総務部、健康福祉部、全庁)

③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、関係部局が連携し行う。なお、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
(健康福祉部、関係部)

④ 市は、接種が円滑に進むよう、個別接種の実施について医療機関と協議を行う。その際、診療時間の延長や休診日等の接種や、医療機関以外の会場等を活用した接種の実施についても協議を行う。
(健康福祉部)

- ⑤ 市は、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者について、関係部局や医療機関等と連携し、接種体制を構築する。（健康福祉部）
- ⑥ 市は、臨時の接種会場を設ける場合は、予約管理や接種会場へのワクチン配送、予防接種事務のデジタル化が可能となるよう、必要な設備の整備等を行う。（健康福祉部）
- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。（健康福祉部）
- ⑧ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療のための救急処置用品や薬液等が必要となる。薬剤購入等に関し、あらかじめ医療機関と協議の上、物品や薬剤の準備を行い、適切に管理する。また、実際に重篤な副反応が発生した場合に速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ従事者の役割を確認するとともに、消防機関の協力を得ながら、医療機関と搬送先等の調整を行い、適切な連携体制を確保する。（健康福祉部、市立病院、消防）
- ⑨ 感染性産業廃棄物については、医療機関の協力を得て、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談し、適切に廃棄する。（健康福祉部、市立病院）
- ⑩ 感染予防の観点から、接種経路を一定の進行方向にし、接種の流れが滞ることのないよう配慮する。また、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場の確保や、要配慮者への対応が可能なように準備する。（健康福祉部）

第3節 対応期

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、国の要請を受け、市に配分されたワクチン量の範囲内で、医療機関の接種可能量等に応じ、ワクチンの配分を行う。
(健康福祉部)
- ② 市は、ワクチン供給の滞りや偏在等により、ワクチン量に不足が生じる場合には、道から状況を聴取した上で、管内の在庫状況等を把握し、地域間の融通等の検討を行う。
(健康福祉部)

3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
(健康福祉部)

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
(健康福祉部、総務部、関係部)

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
(健康福祉部)
- ② 市は、市民に対し、発熱等の症状がある場合は接種不相当であることや、来場を控えることを周知するとともに、会場にその旨を掲示するなど、接種会場における感染対策を行う。
(健康福祉部)
- ③ 医療機関に入院中、または在宅医療を受療中の患者については、入院中の医療機関や、在宅医療を担当する医療機関等において接種を行う事を基本とする。
(健康福祉部、市立病院)

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市は、市民に対し、接種勧奨や接種に係る周知を行う際は、国が整備するシステム基盤の進捗状況も考慮し、電子的方法を含む個別通知や、ホームページ、広報、メディア等を活用した周知を行う。
- ③ 市は、市民に対し、接種勧奨を行う際は、ワクチン接種に係る効果とともに、副反応に関する情報についても慎重に周知する。

（健康福祉部）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

- ① 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センターや支所・出張所等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
- ② 市は、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局や医療機関等と連携し、接種体制を確保する。

（健康福祉部）

3-2-2-4. 接種記録の管理

国、道及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

（健康福祉部）

3-3. 健康被害救済

- ① 市は、市民に対し、予防接種健康被害救済制度について情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談対応を適切に行う。

（健康福祉部）

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、市民に対し、市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、周知・共有を行う。
- ② 市は、市内の接種医療機関情報や、接種状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行う。
- ③ 市は、パンデミック時においても、定期予防接種の対象疾病のまん延が生じないよう、引き続き定期予防接種の必要性等について周知を行う。

（健康福祉部）

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性・副反応等に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
(健康福祉部)

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、ワクチン接種に関する市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、市は、市民に対し、次の点に留意し周知を行う。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b ワクチンの有効性・安全性・副反応等についての情報をできる限り分かりやすく伝える。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

1-1. 名寄保健所との連携体制の構築

市は、感染症危機に備え、平時から名寄保健所や近隣市町村と連携を図る。

（健康福祉部、関係部）

第2節 初動期

2-1. 有事体制への移行準備

市は、名寄保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行う。（健康福祉部、関係部）

第3節 対応期

3-1. 有事体制への移行

市は、名寄保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行う。（健康福祉部、関係部）

3-2. 主な対応業務の実施

3-2-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ② 市は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行う。（健康福祉部）

3-2-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、新型インフルエンザ等の対策について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。情報提供にあたっては、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など、情報の受け手に配慮し、道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。（健康福祉部）

第6章 物資²⁶

第1節 準備期

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等²⁷

- ① 市は、市町村行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる²⁹。

（総務部、健康福祉部、市立病院、関係部）

- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進める。 （土別地方消防事務組合）

26 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

27 ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

28 特措法第10条

29 特措法第11条

第2節 初動期

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

（総務部、健康福祉部、市立病院、関係部）

第3節 対応期

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認する。

（総務部、健康福祉部、市立病院、関係部）

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保³⁰

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（全庁）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（全庁）

1-3. 物資及び資材の備蓄³¹

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³³。

（総務部、健康福祉部、関係部）

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

（健康福祉部、関係部）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者³⁴等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（総務部、健康福祉部、市立病院）

30 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

31 ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

32 特措法第10条

33 特措法第11条

34 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考) 要配慮者への対応」を参照。

1-5. 火葬体制の構築

市は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を進める。

（建設環境部、総務部）

1-6. 事業者等に対する感染予防対策支援

市は、市民生活に直結する市内事業所や火葬場の経営者等に対し、感染予防対策について専門家による指導を受けられる体制整備を進める。

（健康福祉部、経済部、建設環境部、市立病院）

第2節 初動期

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

市は、道が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状のある職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止対策について、事業者や住民への周知など、必要な協力を行う。
(健康福祉部、関係部)

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、道が道民に対して行う生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたっての消費者としての適切な行動の呼びかけや、事業者に要請する買占め及び売り惜しみを生じさせない取組みについて、事業者や市民への周知など、必要な協力を行う。
(経済部、関係部)

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、道を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。
(建設環境部、総務部)

2-4. 事業者等に対する、感染予防対策支援

市は、市民生活に直結する市内事業所や火葬場の経営者等に対し、感染予防対策について専門家による指導を受けられる体制を確保する。
(健康福祉部、経済部、建設環境部、市立病院)

第3節 対応期

3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉部）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（総務部、健康福祉部、市立病院）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁵やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。（教育委員会）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国及び道と連携し、市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に

35 特措法第45条第2項

基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁶。

（経済部、関係部）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
（建設環境部）
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
（建設環境部）
- ③ 市は、道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
（建設環境部、総務部）
- ④ 市は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
（建設環境部、関係部）
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
（建設環境部）
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
（建設環境部）
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
（建設環境部）

36 特措法第 59 条

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講ずる³⁷。（経済部）

3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。³⁸（建設環境部）

3-3. 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討する。（全庁）

37 特措法第 63 条の 2 第 1 項

38 特措法第 52 条第 2 項